鈴鹿市都市公園条例 (昭和43年12月25日条例第35号)

最終改正:令和3年9月24日条例第18号

改正内容:令和3年9月24日条例第18号[令和4年1月1日]

○鈴鹿市都市公園条例

昭和43年12月25日条例第35号

改正

昭和45年6月3日条例第21号 昭和46年3月27日条例第12号 昭和48年3月31日条例第16号 昭和49年3月27日条例第20号 昭和50年3月25日条例第17号 昭和50年10月2日条例第37号 昭和51年3月27日条例第14号 昭和52年6月30日条例第21号 昭和56年3月27日条例第21号 昭和57年6月30日条例第20号 昭和61年3月29日条例第15号 平成元年3月28日条例第25号 平成7年3月28日条例第11号 平成9年3月25日条例第30号 平成10年3月26日条例第16号 平成12年3月28日条例第24号 平成16年12月28日条例第31号 平成19年9月28日条例第30号 平成21年3月26日条例第7号 平成25年3月29日条例第13号 平成25年12月27日条例第59号 平成29年3月24日条例第5号 平成30年2月5日条例第1号 平成30年3月23日条例第8号 平成31年3月25日条例第28号 令和元年12月20日条例第25号 令和3年9月24日条例第18号

鈴鹿市都市公園条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 都市公園の設置(第3条-第3条の5)

第2章 都市公園の管理(第4条-第14条の4)

第3章 雑則 (第15条-第17条)

第4章 罰則 (第18条-第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及びその他の法令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的とする。 (定義)

- 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。
 - (2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
 - (3) 運動施設 法第2条第2項第5号に規定する運動施設をいう。

第1章の2 都市公園の設置

(都市公園の配置及び規模に関する基準)

第3条 法第3条第1項に規定する条例で定める基準は、次条及び第3条の3に定めるところによる。

(都市公園の敷地面積の標準)

第3条の2 市の区域内に設置する都市公園の市民一人当たりの敷地面積の標準は,10平方メートル以上とし,市街地に設置する都市公園の当該市街地の市民一人当たりの敷地面積の標準は,5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

- **第3条の3** 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。
 - (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は,近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し,その敷地面積は,2ヘクタールを標準として定めること。
 - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等、前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

- 第3条の4 法第4条第1項本文(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める割合は,100分の2とする。
- 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書(法第33条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は,同号に規定する建築物に限り,当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は,同号に規定する建築物に限り,当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は,同号に規定する建築物に限り,当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園施設に関する制限)

第3条の5 令第8条第1項の規定により条例で定める割合は,100分の50とする。

第2章 都市公園の管理

(行為の制限)

- 第4条 都市公園において,次に掲げる行為をしようとする者は,市長の許可を受けなければならない。
 - (1) 行商,募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興業を行うこと。
 - (4) 競技会,展示会,集会その他これらに類する催しをすること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は,行為の目的,行為の期間,行為を行う場所又は公園施設,行為の内容その他市長 の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出 してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は,第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り,同項又は前項の 許可を与えることができる。ただし,街区公園については営利を目的としたもの及び私的な行為のおそれのあるものに ついては許可しないものとする。
- 5 市長は,第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲で条件を付することができる。 (許可の特例)
- **第5条** 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

- **第6条** 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るものについてはこの限りでない。
 - (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (3) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか,都市公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

- 第7条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。
- 2 市長は、前項のほか、都市公園の保護又は利用のために必要と認めるときは、その都市公園内において一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命ずることができる。 (運動施設)
- 第8条 運動施設の管理については、市長が別に定める。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

- 第9条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
 - (1) 公園施設を設けようとする場合 アからキまでに掲げる事項
 - ア 設置の目的,期間及び場所
 - イ 公園施設の種類及び構造
 - ウ 公園施設の管理の方法
 - エ 工事実施の方法
 - オ 工事の着手及び完了の時期
 - カ 都市公園の復旧方法
 - キ アから力までに掲げるもののほか、市長の指示する事項
 - (2) 公園施設を管理しようとする場合 アから工までに掲げる事項
 - ア 管理の目的及び期間
 - イ 管理しようとする公園施設
 - ウ管理の方法
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項
 - (3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合 アからウまでに掲げる事項
 - ア 変更する事項
 - イ 変更の理由
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか, 市長の指示する事項
- 2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 占用物件の管理の方法
 - (2) 工事実施の方法
 - (3) 工事の着手及び完了の時期
 - (4) 都市公園の復旧方法
 - (5) 前各号に掲げるもののほか,市長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

- 第9条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 占用物件の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
 - (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの(記事主要等)
- **第10条** 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。
- 第11条 法第5条第1項,法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は,別表 第1に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし,法第5条第1項の許可に係る使用料については,当該許可に 係る入札の落札金額とすることができる。

(使用料の徴収方法)

第11条の2 前条の使用料は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可をした日から1箇月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降に係る使用料は、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収する。 (使用料の減免及び還付)

第12条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者 の責めに帰することができない理由によつてそれらの許可にかかる行為又はそれらの利用をすることができなくなつた 場合及び市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- 2 既納の使用料は還付しない。ただし、市長において必要と認める場合は、この限りでない。 (監督処分)
- **第13条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。
 - (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定 する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
 - (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項等)

- 第13条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 保管した工作物等(法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。)の名称又は種類,形状及び数量
 - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 - (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
- 2 法第27条第5項の規定による公示は、前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(工作物等が特に貴重なものであるときは、3月)、鈴鹿市公告式条例(昭和25年鈴鹿市条例第78号)第2条第2項の規定の例により行うものとする。
- 3 市長は,前項の規定により公示するとともに,保管した工作物等の一覧を規則で定める場所に備え付け,かつ,これ を関係者の閲覧に供するものとする。

(工作物等の価額の評価の方法等)

- 第13条の3 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
- 2 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定めるところにより行うものとする。 (指定管理者による管理)
- 第14条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、別表第2に掲げる都市公園 (以下「指定公園」という。)の管理を法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」とい う。)に行わせるものとする。
- 2 前項の場合において,指定管理者の指定の手続等については,鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年鈴鹿市条例第19号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条の2 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、休業日等については市長が別に定める条例等に従つて指定 公園の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第14条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 第4条に規定する行為の制限に関する業務
 - (2) 第7条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務
 - (3) 第11条に規定する使用料の収納に関する業務
 - (4) 第13条第1項に規定する監督処分に関する業務
 - (5) 指定公園の施設, 附属設備等の維持管理に関する業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定公園の管理運営に関して市長が必要と認める業務
- **第14条の4** 第14条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては,第4条,第7条及び第13条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

(屈出)

- **第15条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
 - (2) 前号に掲げる者及び第4条の許可を受けた者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
 - (3) 第1号に掲げる者が,法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が,命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第13条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が,命ぜられた工事を 完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第15条の2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第16条 第4条から第15条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第17条 この条例の施行につき必要な事項は、市長が定める。

第4章 罰則

- 第18条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。
 - (1) 第4条第1項又は第3項(第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1 項各号に掲げる行為をした者
 - (2) 第6条(第16条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第13条第1項又は第2項(第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者
- **第19条** 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。
- **第20条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人,使用人その他の従業者が,その法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは,行為者を罰するほか,その法人又は人に対して各本条の過料を科する。
- **第21条** 法第5条の11の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 鈴鹿市児童遊園条例(昭和37年鈴鹿市条例第14号)は,廃止する。

附 則(昭和45年6月3日条例第21号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(昭和46年3月27日条例第12号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日条例第16号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(昭和49年3月27日条例第20号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月25日条例第17号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(昭和50年10月2日条例第37号)

この条例は、昭和50年12月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月27日条例第14号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年6月30日条例第21号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月27日条例第21号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年6月30日条例第20号)

- 1 この条例は、昭和57年7月1日から施行する。
- 2 昭和57年7月1日(以下「基準日」という。)の前日において既に公園施設を設置若しくは管理する許可又は占用 の許可を受けている占用物件等のうち、基準日以後の占用等に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年3月29日条例第15号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月28日条例第25号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月28日条例第11号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第30号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成9年4月1日以後になされた使用許可による使用について適用し、同日前になされた使用許可による使用については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月26日条例第16号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第24号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月28日条例第31号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月28日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の鈴鹿市都市公園条例の規定によりされた処分,手続その他の行為は,この条例による改 正後の鈴鹿市都市公園条例の規定によりされた処分,手続その他の行為とみなす。

附 則(平成21年3月26日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鈴鹿市都市公園条例の規定によりなされた処分,手続その他の行為は,この条例による改正後の鈴鹿市都市公園条例の相当規定によりなされた処分,手続その他の行為とみなす。

附 則(平成25年3月29日条例第13号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月24日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2に次のように加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 桜の森公園に係る改正後の鈴鹿市都市公園条例(以下「新条例」という。)第14条第1項の規定による指定管理者 の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は,前項ただし書に規定する日(以下「一部施行日」という。)前にお いても,新条例の例により行うことができる。

(経過措置)

3 一部施行日前に改正前の鈴鹿市都市公園条例の規定によりなされた処分,手続その他の行為は,新条例の相当規定によりなされた処分,手続その他の行為とみなす。

附 則(平成30年2月5日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の鈴鹿市都市公園条例,鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例,鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例及び鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例の規定により指定管理者がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこれらの条例の規定により指定管理者に対してなされた申請その他の行為で,施行日以後において市長が管理し,及び執行することとなる事務に係るものは,施行日以後においては,市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成30年3月23日条例第8号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日条例第28号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日条例第25号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月24日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

732X37 I	区分			単位	使用料
公園施設を設置する場合			年額	1平方メートル	600円
公園施設を管理する場合			年額	1平方メートル	660円
	電柱その他これに類するもの	第1種電柱	年額	1本	1,200円
都公を用る合市園占す場		第2種電柱			1,800円
		第3種電柱			2,500円
		第1種電話柱			1,100円
		第2種電話柱			1,700円
		第3種電話柱			2,400円
		その他の柱類			82円
	電線その他これに類するもの	共架電線その他上空に	年額	1メートル -	11円
		設ける線類			1113
		地下電線その他地下に			5円
		設ける線類			
	変圧塔,鉄塔その他これらに類するもの		年額	1平方メートル	1,600円
	水道管,下水道管,ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未		1メートル	55円
		満のもの			
		外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満			82円
		上0.13人一下の木間 のもの			021]
		外径が0.15メートル			
		以上0.2メートル未満			110円
		のもの			
		外径が0.2メートル以	年額		
		上0.4メートル未満の			220円
		もの			
		外径が0.4メートル以			
		上1メートル未満のも			550円
		の			
		外径が1メートル以上			1,100円
		のもの			
	郵便差出箱		年額	1基	690円
	公衆電話所		年額	1基	1,600円
	競技会、展示会、集会その他これらに類する催し		日額	1平方メートル	38円
	のために設けられる仮設工作物 標識		年額	1本	1,300円
	水道施設,下水道施設及び変電所で地下に設けら		十郎	1 平	1,300□
	が追加設、下が追加設及び変電がで地下に設ける れるもの		年額	1平方メートル	A×0.003円
	天体、気象又は土地観測施設		年額	1平方メートル	A×0.006円
	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設又は				
	土石、木竹、瓦その他の工事用材料置場		月額	1平方メートル	370円
都市	物品の販売、募金その他これらに類する行為		日額	1平方メートル	38円
公園にお	業として行う写真の撮影		日額	撮影機1台	260円
いて	業として行う映画の撮影		日額	撮影機1台	1,320円
行為	興業の場合		日額	1平方メートル	38円
をす る場	競技会,展示会,集会その他これらに類する催し		日額	1件	660円
合	を行う場合			1 TT	
備考	•				

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号におい

- て同じ。)を支持するものを,第2種電話柱とは,電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを,第3種電話柱とは,電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは,電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 Aは, 近傍類似の土地の固定資産税評価額を表すものとする。
- 5 使用料の額が年額で定められている占用物件(公園施設を設置又は管理する場合を含む。)に係る占用(設置又は管理を含む。)の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 6 占用の許可の期間が1月未満であるときは消費税及び地方消費税を徴収し、この表の使用料の年額を基礎として 計算した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が1 月以上であるときは、消費税及び地方消費税は徴収しない。
- 7 施設の設置若しくは管理の面積若しくは占用の面積若しくは長さ若しくは行為の面積が1平方メートル若しくは 1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数がある ときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 使用料の額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2 (第14条関係)

名称	位置		
鈴鹿川河川緑地	鈴鹿市庄野町地内		